



千葉県県生文指令第904号

柏市箕輪358番地1

特定非営利活動法人いもむし

理事長 吉田 登美子

平成27年7月16日に申請のあった特定非営利活動法人いもむしの認定については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第45条第1項の規定により認定する。

認定の有効期間は、平成27年10月6日から平成32年10月5日までとする。

平成27年10月6日

千葉県知事 鈴木 栄 治

